

鎌倉のごみ減量をすすめる会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市のごみの発生抑制、ひいてはごみ焼却量の削減を進めることを目的に、市民、事業者及び市が連携した取組を行うため、鎌倉のごみ減量をすすめる会(以下「すすめる会」という。)を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 すすめる会は、前項の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) ごみの発生抑制及びごみ焼却量削減に関する実践活動
- (2) ごみの発生抑制及びごみ焼却量削減に関する啓発及び周知活動

2 活動内容は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 活動内容が公益に反しないこと。
- (2) 活動内容が営利を目的としないこと。
- (3) 政党若しくは政治的団体、宗教団体の利害に関する行為を行い、又は選挙に関して特定の候補者を支持し、若しくはこれに反対する行動を行うものではないこと。
- (4) 特定の営業事項の利害に関する活動ではないこと。

(組織)

第3条 すすめる会は、次に掲げる会員及び賛助会員(以下「会員等」という。)をもって組織する。

(1) 会員

ア この会の目的に賛同し、自ら進んで行動する市内在住、在勤及び在学の個人

イ この会の目的に賛同し、自ら進んで行動する市内に店舗、工場、事務所等を置く事業所

ウ この会の目的に賛同し、自ら進んで行動する市内に事務所等を置く団体

(2) 賛助会員

この会の目的に賛同し、自ら進んで行動する前号に規定するもの以外のもの

(入会)

第4条 すすめる会へ入会しようとするものは、別に定める入会登録届を事務局へ提出し、会員登録をするものとする。

(退会)

第5条 会員等は、別に定める退会届を事務局へ提出して、任意に退会することができる。

(登録期間)

第6条 会員等の登録期間は、会員等となった日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、登録の更新を妨げない。

- 2 前項に定めるもののほか、既に登録をしている会員等が、年度の末日の30日前までに第4条に規定する入会登録届を提出し、継続するための会員登録をした場合における当該会員等の登録期間は、当該年度の翌年度の末日までとする。

(登録の抹消)

第7条 会員等が次に該当するときは、登録を抹消する。

- (1) すすめる会の名誉を傷つけ、又はすすめる会の目的に違反する行為をしたとき
- (2) この要綱に違反し、又は第9条に規定する全体会及び第11条に規定する運営委員会の議決に反する行為があったとき

(代表及び副代表)

第8条 すすめる会に、代表及び副代表各1人を置くものとする。

- 2 代表及び副代表は、全体会において会員等の互選によって、会員からこれを定める。
- 3 代表は、会を代表し、会務を総括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 代表及び副代表の任期は、代表又は副代表となった日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(全体会)

第9条 すすめる会に全体会を置くものとする。

- 2 全体会は、会員等をもって構成する。
- 3 全体会は、代表が招集し、議長を務める。
- 4 全体会は、会員等相互の情報共有等を図ろうとするとき又は次の事項について議決を要するときに開催する。
 - (1) 年間の活動計画に関する事項
 - (2) 代表及び副代表の選任等に関する事項
 - (3) 個別行動チーム及び運営委員会の設置に関する事項
 - (4) その他すすめる会の運営に関する重要事項
- 5 全体会は、委任状を含め、会員等の2分の1以上の出席をもって開会し、そ

の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

- 6 全体会を欠席する場合は、別に定める委任状を提出することができる。
- 7 第5項の規定にかかわらず、代表が全体会の議決すべき事項について緊急を要するため全体会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき、書面等による議決を行うことができるものとする。

(個別行動チーム)

第10条 すすめる会に、この会の目的を推進し行動するために個別行動チームを置くことができる。

- 2 個別行動チームは、会員等をもって組織する。
- 3 会員等は、複数の個別行動チームに重複して参加することができる。

(運営委員会)

第11条 すすめる会に、運営委員会を置くものとする。

- 2 運営委員会は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) すすめる会の代表及び副代表
 - (2) 各個別行動チームからそれぞれ2人ずつ選出された運営委員。ただし、選出に当たっては、同一人を複数の個別行動チームから選出しないものとする。
 - (3) 鎌倉市環境部長及びごみ減量対策課担当課長
- 3 運営委員会は、代表が招集し、代表が議長を務める。
- 4 運営委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 全体会の開催及び議案に関する事項
 - (2) 各個別行動チームの活動に関する事項
 - (3) その他すすめる会の運営に関する事項
- 5 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席をもって開会し、その議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 6 前項の規定に関わらず第2項第3号に規定する者は議決事項を差し戻すことができる。
- 7 運営委員会での議決事項は、速やかに会員等に報告するものとする。
- 8 会員は傍聴者として運営委員会に出席することができる。また、議長の許可を得たうえで、質疑や討論に参加することができる。ただし、議決に加わることはできない。

(庶務)

第12条 すすめる会の庶務は、事務局において処理する。

- 2 事務局は、次のものをもって構成する。
 - (1) 会員等より選出したもの
 - (2) 鎌倉市環境部ごみ減量対策課

(委任)

第13条

この要綱に定めるもののほか、すすめる会の運営に必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年3月26日から施行する。
- 2 平成23年度に第3条に規定する会員等及び第8条に規定する代表及び副代表になった者にかかる登録期間及び任期については、第6条及び第8条第5項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年12月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年3月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年8月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。